

第9回及び第10回年金部会 における委員要求資料

- ① 仮に目標年度の年金積立金を支出合計の
1年分とした場合の厚生年金の保険料率 ···· P 1

- ② 厚生年金の基礎年金拠出金の保険料率換算 ···· P 7

- ③ 平成13年度の国民年金の納付状況 ···· P 9
平成14年度 国民年金の収納対策 ···· P 15

仮に目標年度の年金積立金を支出合計の 1年分とした場合の厚生年金の保険料率

1. 試算の前提

- この試算は、仮に、厚生年金において目標年度を定め、目標年度の年金積立金を支出合計の1年分とする財政方式を採用した場合、保険料率がどのようになるかを平成11年財政再計算の結果（国庫負担割合1／2）を基に計算したもの。
- この試算では2040年度（次期再計算年度より36年後）、2060年度（次期再計算年度より56年後）を目標年度としてそれぞれ試算した。
- 目標年度以降は、年金積立金が支出合計の1年分の規模を維持するように保険料率を算出した。

2. 結果の概要

- 目標年度までの保険料率は、平成11年財政再計算結果と比べ上昇を抑えることができるが、目標年度に年金積立金を使い切るとした場合よりは引上げなければならない。
これは、目標年度に保有する年金積立金の規模が平成11年財政再計算結果より小さいため、平成11年財政再計算結果ほど保険料率を引上げる必要はないが、支出合計の1年分の年金積立金を保有するため、目標年度に使い切るとした場合よりは保険料率を引上げる必要があるもの。
- 目標年度以降の保険料率は、年金積立金の運用収入による保険料率の軽減効果により賦課保険料率よりは低水準となるが、平成11年財政再計算結果と比べ年金積立金の規模が小さく保険料軽減の効果が縮小するため、平成11年財政再計算結果よりは高水準の保険料率となる。

3. 試算結果

- 目標年度が2040年度の場合、2040年度までの保険料率は、平成11年財政再計算の結果と比べ2.9%保険料率の上昇を抑えることができるが、支出合計の1年分の規模の年金積立金を維持することとすると、2040年度において一挙に6.3%引上げなければならず、その後は、賦課保険料率から0.5～1%程度控除した水準の保険料率となる。(参考資料1, 3)
- 目標年度が2060年度の場合、2060年度までの保険料率は、平成11年財政再計算の結果と比べ0.9%保険料率の上昇を抑えることができるが、支出合計の1年分の規模の年金積立金を維持することとすると、2060年度において一挙に2.5%引上げなければならず、その後は、賦課保険料率から0.5～1%程度控除した水準の保険料率となる。(参考資料2, 4)

【厚生年金の保険料率の推移】

	2020 年度	2040 年度	2060 年度
平成11年財政再計算結果 (国庫負担割合1/2)	19.8% (3.7)	19.8% (4.0)	19.8% (3.0)
仮に、2040年度の年金積立金を支出合計の1年分とする場合	16.9% (3.4)	23.2% (1.0)	21.4% (1.0)
対 平成11年財政再計算	-2.9%	+3.4%	+1.6%
対 仮に、年金積立金を使い切るとした場合	+0.8%	-0.5%	-0.9%
仮に、2060年度の年金積立金を支出合計の1年分とする場合	18.9% (3.7)	18.9% (3.2)	21.4% (1.0)
対 平成11年財政再計算	-0.9%	-0.9%	+1.6%
対 仮に、年金積立金を使い切るとした場合	+0.4%	+0.4%	-0.9%

注1：目標年度までの保険料率は、目標年度の年金積立金を支出の1年分とするために必要となる保険料率まで、平成11年財政再計算の考え方に基づき引上げるものとしている。

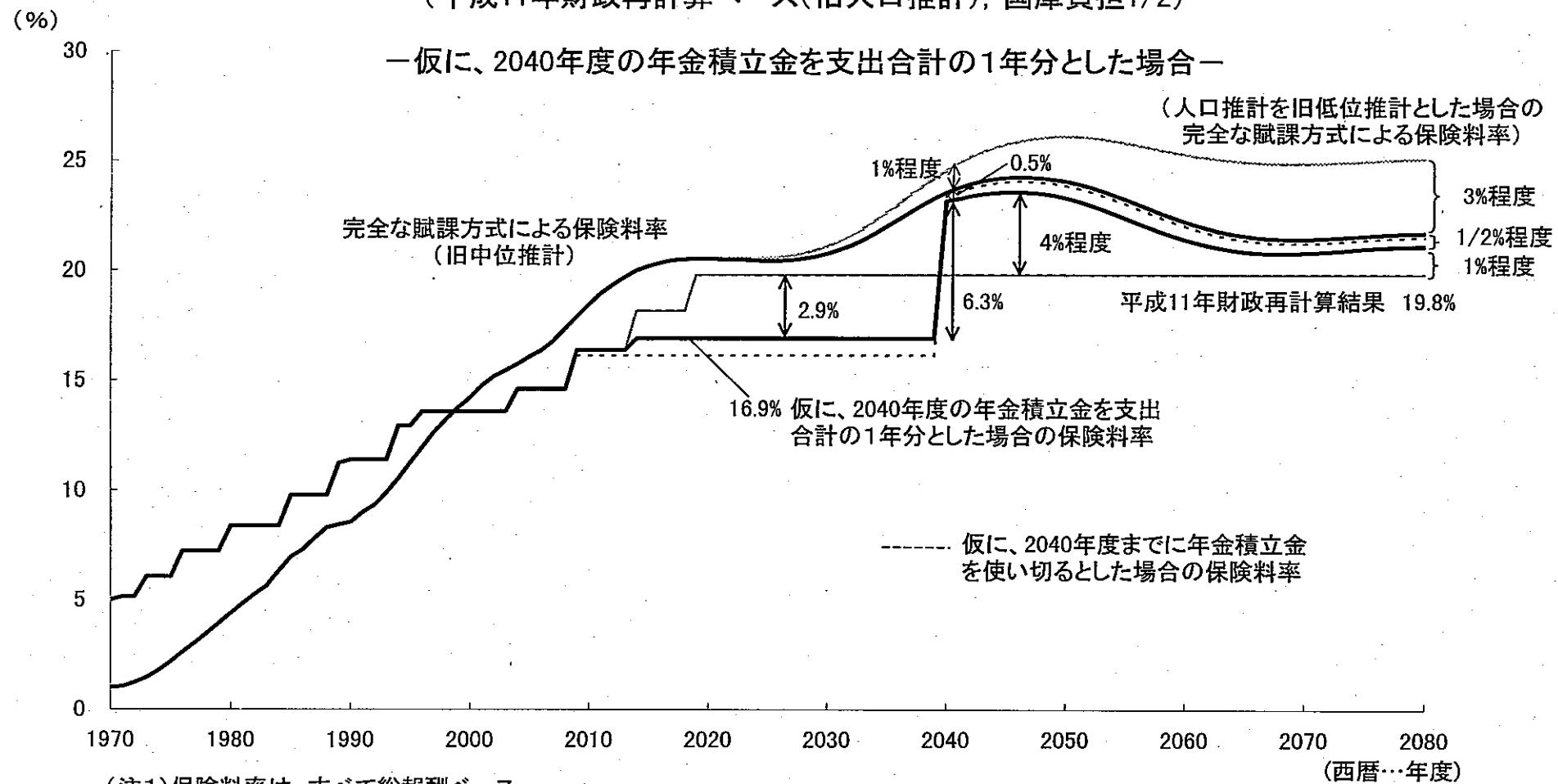
注2：目標年度以降の保険料率は、年金積立金が支出合計の1年分の規模を維持するために必要な保険料率として算出している。

注3：保険料率は総報酬ベースである。

注4：カッコ内は積立度合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）を表示している。

1 厚生年金の保険料率と完全な賦課方式による保険料率の比較

(平成11年財政再計算ベース(旧人口推計), 国庫負担1/2)



(注1)保険料率は、すべて総報酬ベース

(注2)「2040年度までに年金積立金を使い切る場合の保険料率」は次の考え方により設定した。

- ・2040年度まで 2040年度の年金積立金を支出合計の1年分とするために必要となる保険料率まで段階的に引き上げたもの
- ・2040年度以後 年金積立金が支出合計の1年分の規模を維持するため必要な保険料率

(注3)経済的因素の前提

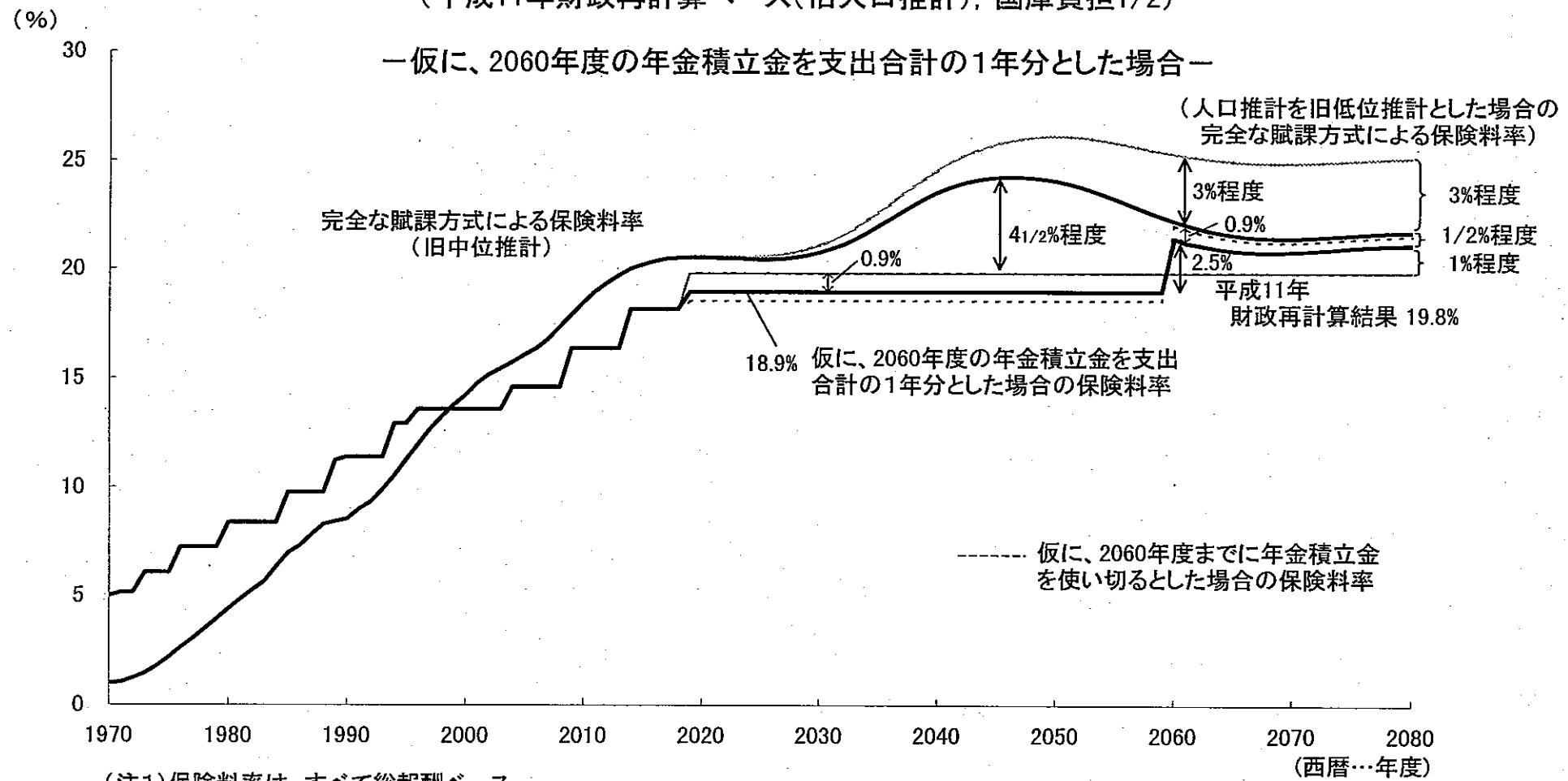
賃金上昇率 2.5%

物価上昇率 1.5%

運用利回り 4.0%

年金改定率 2.5% (ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

2 厚生年金の保険料率と完全な賦課方式による保険料率の比較 (平成11年財政再計算ベース(旧人口推計), 国庫負担1/2)



(注1)保険料率は、すべて総報酬ベース

(注2)「2060年度までに年金積立金を使い切る場合の保険料率」は次の考え方により設定した。

- ・2060年度まで 2060年度の年金積立金を支出合計の1年分とするために必要となる保険料率まで段階的に引き上げたもの
- ・2060年度以後 年金積立金が支出合計の1年分の規模を維持するため必要な保険料率

(注3)経済的因素の前提

賃金上昇率 2.5%

物価上昇率 1.5%

運用利回り 4.0%

年金改定率 2.5% (ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%)

3 厚生年金の財政見通し

(平成11年財政再計算ベース(旧人口推計), 国庫負担1/2)

—仮に、2040年度の年金積立金を支出合計の1年分とした場合—

年度	保険料率 対総報酬(標準報酬換算)	収入合計		支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合
		保険料収入	運用収入					
平成(西暦)	% %	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
12(2000)	- 17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0 6.1
13(2001)	- 17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4 5.9
14(2002)	- 17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3 5.8
15(2003)	13.58 (17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9 5.5
16(2004)	14.58 (18.65)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1 5.3
17(2005)	14.58 (18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9 5.1
22(2010)	16.35 (20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0 4.4
27(2015)	16.9 (21.6)	58.5	39.0	8.6	57.9	0.5	219.7	157.6 3.8
32(2020)	16.9 (21.6)	64.1	43.2	8.6	65.0	-0.9	218.1	139.6 3.4
37(2025)	16.9 (21.6)	69.3	47.5	8.3	71.2	-1.9	211.2	120.7 3.0
42(2030)	16.9 (21.6)	74.1	51.6	7.8	78.5	-4.3	197.1	99.5 2.6
52(2040)	23.2 (29.8)	103.8	80.6	4.0	101.7	2.2	103.8	41.0 1.0
62(2050)	23.3 (30.0)	123.2	94.7	4.8	121.8	1.4	123.2	38.0 1.0
72(2060)	21.4 (27.5)	135.9	104.2	5.3	134.9	1.0	135.9	32.7 1.0

(注1)保険料率は5年間据置き、平成16(2004)年10月に18.65%とする。

以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準報酬ベース)

国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1/2とする。

(注2)賃金上昇率

2.5%

物価上昇率

1.5%

運用利回り

4.0%

年金改定率(新規裁定者分、年当たり)

2.5% (ただし、平成36年度財政再計算期までは2.3%)

(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

4 厚生年金の財政見通し

(平成11年財政再計算ベース(旧人口推計), 国庫負担1/2)

—仮に、2060年度の年金積立金を支出合計の1年分とした場合—

年度	保険料率 対総報酬(標準報酬換算)	収入合計		支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (11年度価格)	積立 度合
		保険料収入	運用収入					
平成(西暦)	% %	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	- 17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0 6.1
13(2001)	- 17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4 5.9
14(2002)	- 17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3 5.8
15(2003)	13.58 (17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9 5.5
16(2004)	14.58 (18.65)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1 5.3
17(2005)	14.58 (18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9 5.1
22(2010)	16.35 (20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0 4.4
27(2015)	18.12 (23.25)	61.5	41.9	8.7	57.9	3.6	224.0	160.6 3.8
32(2020)	18.9 (24.3)	70.2	48.4	9.4	65.0	5.2	243.2	155.7 3.7
37(2025)	18.9 (24.3)	77.3	53.3	10.6	71.2	6.2	272.5	155.7 3.7
42(2030)	18.9 (24.3)	84.5	57.9	11.9	78.5	6.0	305.2	154.1 3.8
52(2040)	18.9 (24.3)	97.8	65.9	12.8	101.7	-3.8	323.8	127.7 3.2
62(2050)	18.9 (24.3)	110.1	76.8	9.6	121.8	-11.7	239.4	73.8 2.1
72(2060)	21.4 (27.5)	135.9	104.2	5.3	134.9	1.0	135.9	32.7 1.0

(注1)保険料率は5年間据置き、平成16(2004)年10月に18.65%とする。

以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準報酬ベース)

国庫負担割合は平成16(2004)年10月より1/2とする。

(注2)賃金上昇率 2.5%

物価上昇率 1.5%

運用利回り 4.0%

年金改定率(新規裁定者分、年当たり) 2.5% (ただし、平成36年度財政再計算期までは2.3%)

(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

厚生年金の基礎年金拠出金の保険料率換算

1. 基礎年金の財政の構造

- 基礎年金の財政は、毎年必要な費用を国民年金及び各被用者年金制度からの拠出金により賄われており、各制度の負担は、当該年度の国民年金の被保険者数（保険料納付者に限る）と各被用者年金制度の2号被保険者数と3号被保険者数の合計の比率により按分される仕組みとなっている。
- 基礎年金給付費の増加等により基礎年金拠出金単価が増えているが、拠出金按分率はほとんど変わっていない。
- これは、国民年金の検認率（保険料の納付率）が近年低下していることに伴い、基礎年金拠出金を負担する被保険者数も減少してきているものの、① 加入促進による未加入者の減少（未加入者平成7年158万人→平成10年99万人[抽出調査による推計]）、② 国民年金の免除被保険者（納付特例者を含む）の増加、③ 厚生年金の被保険者数の減少等の影響もあり、結果として各年金制度の拠出金の負担割合の変化は微少となっているものである。

年 度	基礎年金 給付費	拠出金按分率			国民年金の 検認率	国民年金の 免除・納付 特例率	国民年金の 被保険者数 (1号被保険者 数)	厚生年金の被 保険者数(2号被 保険者数)及び被扶 養配偶者数(3号 被保険者数)
		国民年金	厚生年金	共済年金				
平成7(1995)年度	兆円 11.0	21%	68%	11%	84.5%	17.6%	万人 1,851	万人 4,409
8(1996)	11.6	21%	68%	11%	82.9%	17.6%	1,887	4,420
9(1997)	12.2	20%	68%	11%	79.6%	18.6%	1,891	4,426
10(1998)	12.9	20%	68%	11%	76.6%	19.9%	1,949	4,374
11(1999)	13.6	21%	68%	11%	74.5%	21.2%	2,036	4,304
12(2000)	14.2	20%	68%	12%	73.0%	23.7%	2,093	4,258

注1：厚生年金には平成8年度以前の旧三公社共済（JR、NTT、JT）を含む。

注2：平成12年度の免除・納付特例率の内訳は、免除率17.4%、納付特例率6.3%である。

注3：被保険者数、被扶養配偶者数は年度平均である。

注4：国民年金の被保険者数（1号被保険者）は任意加入被保険者を除く。

2. 基礎年金拠出金の保険料率換算

- 厚生年金においては、毎年の保険料収入に積立金から得られる運用収入を合わせて、1階部分に充当される拠出金と2階部分の給付に必要な費用を賄っている。
- 厚生年金の財政計画上は、1階部分と2階部分を合わせた給付費全体を、段階的に引き上げる予定の保険料と運用収入で賄うよう組み立てられているため、保険料（あるいは運用収入）のどの程度が1階部分となるか区別して示すことはできない。また、1階部分と2階部分の給付費の割合は年々変動するものであり、1階部分の給付に充てられる部分を一定率で示すことはできない。
- あえて毎年の基礎年金拠出金を、その年の標準報酬月額年度累計で除して保険料率に換算すると、以下のとおりとなる。

年 度	基礎年金給付費	厚生年金 基礎年金拠出金 ①	厚生年金 標準報酬月額 年度累計 ②	厚生年金における 基礎年金拠出金の 保険料率換算※ ③=①×(2/3)÷②	国民年金における拠出 金算定基礎被保険者 一人当たりの基礎年金 への拠出額（月額）
平成 7 (1995) 年度	兆円 11.0	兆円 7.0	兆円 121.5	% 3.8	円 9,407
8 (1996)	11.6	7.4	123.6	4.0	9,981
9 (1997)	12.2	7.7	128.1	4.0	10,510
10 (1998)	12.9	8.3	127.3	4.4	11,326
11 (1999)	13.6	8.8	124.8	4.7	12,016
12 (2000)	14.2	9.1	124.1	4.9	12,766

注：保険料率は標準報酬月額ベースである。

※ 基礎年金拠出金の1/3は国庫負担であるため、保険料で賄われる部分は基礎年金拠出金の2/3である。

平成 13 年度の国民年金の納付状況

社会保険庁

平成 14 年 10 月